

電子契約サービス利用契約 仕様書

1 利用サービス名

電子契約サービス

2 導入の目的

電子契約サービスを利用することにより、契約事務を電子化し、守山市と契約締結する相手方（以下「契約相手方」という。）の利便性の向上と業務の効率化を図ることを目的とする。

3 期間

契約期間 契約締結日から令和9年2月28日まで（長期継続契約）

(1) 導入期間 契約締結日から令和6年2月29日まで

(2) 利用期間 令和6年3月1日から令和9年2月28日まで

4 サービス内容および要件

サービス提供事業者（以下「受注者」という。）は、守山市および契約相手方が契約内容に合意した後、電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）にサービス提供事業者自身の電子署名（タイムスタンプを含む。）を付与し、クラウド上で契約締結が完了できる環境の提供を次の要件で実施すること。

なお、(4) 導入支援については、サービス利用期間の始期までに、守山市が円滑に受注者のサービスが利用できるよう、令和6年2月29日までに完了すること。

(1) 電子署名

ア 受注者自身の電子署名は、電子署名及び認証サービス提供に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に該当するものであること。

イ 上記電子署名は、ISO32000に定める標準規格「PADES」に準拠した長期署名フォーマットであること。

ウ 電子署名の検証については、Adobe社製の「Acrobat Reader」によって電子契約書PDFファイルを開覧して「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。

エ 契約相手方の固有性を担保するための2要素認証（メールアドレス+アクセスコード等）に対応していること。

(2) ユーザーおよび管理案件

ア 守山市ユーザーは最低500アカウント登録可能であること。

イ 守山市ユーザーは、「担当者」＝案件登録、「所属長」＝中間承認、「公印管理者」＝署名者名の権限設定が可能であること。

ウ 守山市ユーザーをグループ管理し、グループごとに承認ワークフローを固定できること。

エ 人事異動に対応するため、ユーザーIDやPWを一括して管理（新規登録、編集、削除）できること。また、ユーザー情報の変更等について必要な支援を行うこと。

オ 不正利用を監視するため、操作ログを確認できる機能を有すること。

カ 案件の一覧表示およびフリーワード検索機能を有すること。

(3) 保守およびサポート対応

ア サービス提供に支障をきたす自体が発生した際は、速やかに守山市に連絡し、対応をその都度協議すること。

イ 守山市および契約相手方からサービス内容や操作方法について問い合わせに対応するサポート窓口を設置していること。なお、サポート窓口はメールまたは電話およびチャットに対応していること。

ウ サービスを提供するサーバー等は受注者の運営する日本国内のデータセンターに設置され、適切なセキュリティ対策が講じられていること。

(4) 導入支援

ア 電子契約導入のための業務フローガイドの提供を行うこと。

イ 内部運用ルールの策定や例規改正の支援を行うこと。

ウ 守山市ユーザーの初期設定（権限設定、承認ワークフロー設定、グループ設定等）の支援を行うこと。

エ 守山市ユーザー向けの庁内説明会を2回以上（同日に2回以上でも可とする。）実施すること。

オ 守山市ユーザーおよび契約相手方向けのサービス利用ガイド、操作説明資料等を提供すること。

(5) サービス利用料

ア 契約相手方に利用料の負担が生じないサービスであること。

イ 送信件数に上限がない料金体系であること。

ウ 従量課金（送信1件ごとの料金）が発生しない月額基本料のみの料金体系であること。

エ 利用料の支払いは、次のいずれかの期間を単位として、受注者からの請求書を受領してから30日以内に受注者の指定する口座へ振り込むものとする。

(ア) 1か月を単位として、当月分を翌月発行の請求書に基づき、毎月支払う。

(イ) 1年度（4月から翌年3月まで）を単位として、当年度分を翌年度発行の請求書に基づき、毎年度支払う。

(6) その他

ア LGWAN-ASP で提供されるサービスであること。

イ ブラウザはMicrosoft Edgeに対応していること。

ウ 受注者は、契約期間が満了し、または契約が解除されたときは、発注者がサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下、「契約書データ」という。）について、クラウド上に保管されているすべての契約書データを発注者と受注者との間で合意した方法により、引き継ぐこと。

5 秘密の保持

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、サービス提供上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後または契約解除後においても同様とする。

6 留意事項

- (1) サービス提供に当たっては、責任者および担当者を明らかにし、守山市と連絡を密に取りながら誠実に対応すること。
- (2) サービス提供に当たっては、関係諸法令を遵守すること。
- (3) 提供サービスが利用不能となり回復する見込みがないときは、守山市は催告なしに契約を解除することができるものとする。
- (4) 受注者は守山市へのサービス提供を第三者に委託してはならない。ただし、サービス提供全体に大きな影響を及ぼさない補助的なサービス提供について、書面により事前に守山市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 提供するサービスについて仕様変更や機能追加等がある場合は、受注者は事前に守山市に連絡すること。
- (6) 受注者の責に帰すべき理由により、守山市または第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、守山市と受注者が別途協議をして定めることとする。